議案第13号

向日市公告式条例の一部改正について

向日市公告式条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市公告式条例の一部を改正する条例

向日市公告式条例(昭和25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	(下稼部分は以止部分)
改正	現 行
(条例の公布)	(条例の公布)
第2条 略	第2条 略
2 条例の公布は、 <u>市役所</u> の掲示場に掲示して	2 条例の公布は、別記 の掲示場に掲示して
これを行う。	これを行う。
	別記
	向日市掲示場の位置
	向日市寺戸町中野20番地 向日市役所前
	<u>向日市向日町南山3番地</u> <u>向陽小学校前</u>
	向日市物集女町中条26番地 向日市物集
	女公民館前
	向日市寺戸町北垣内3番地 寺戸町事務所
	<u>前</u> 向日市寺戸町初田 阪急東向日駅前
	向日市寺戸町久々相 西日本旅客鉄道向日
	町駅前
	<u></u>
	向日市鶏冠井町御屋敷26番地 向日市鶏
	冠井公民館前
	<u>向日市上植野町南開</u> 阪急西向日駅東口前
	<u>向日市上植野町西小路15番地</u> <u>向日市上</u>
	植野公民館前
	<u>向日市鶏冠井町楓畑24番地</u> <u>勝山中学校</u>
	<u>向日市向日町北山</u> <u>向日台団地内</u> 向日市寺戸町山縄手11番地の3 向日市
	同日市寺戸町山縄手11番地の3 同日市 寺戸コミュニティセンター前
	<u>サアコミューティピング・前</u> 向日市上植野町久我田17番地の1 向日
	市上植野浄水場前
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

附則

この条例は、公布の日から施行する。